

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示

- 土地改良区の役員就任（農村整備課）
- 土地改良区の定款の変更の認可（〃）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
- 土地改良事業の工事の完了（〃）
- 保安林の指定の解除（造林課）
- 保安林の指定の解除予定（三件）（〃）
- 土地収用法による土地の立入り（管理課）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- 港湾隣接地域の指定についての公聴会の開催（港湾課）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第六百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田南部土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の名及び住所

理事	太田 政美	岩美郡岩美町大字延興寺一〇四
〃	瀧山 幸榮	大字小田一六八一二
〃	亀井 晴美	大字黒谷二九一三
〃	中土井 幸太郎	大字延興寺一二五
〃	瀧山 昌男	大字小田一八八
〃	瀧山 敏春	一八七
〃	高淵 稔	一九九
〃	丸山 隆司	大字外邑六一
〃	米山 登	二八一
〃	米山 薫	七八
〃	西澤 照久	大字延興寺五十五
〃	田中 吉久	大字池谷三〇〇一
〃	井口 忠	二九八
〃	田中 重德	六三
〃	龜井 敬	大字黒谷五八一六

岡野 治夫 九七

飯野 隆 一〇三

神谷 義晴 大字院内二四三

神谷 彰 二三五

山本 勝美 二六一

上山 英行 大字長郷一四九

森口 格年 大字池谷二一二

羽津川 省吾 大字外邑二七一

竹鼻 重明 大字延興寺一三一

昭和六十二年七月三十日就任 任期第一回総会まで

鳥取県告示第六百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を昭和六十二年八月十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十号

米子市尚徳三ヶ堰土地改良区が行う土地改良事業（団体営農業用河川工作物応急対策事業大袋地区）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとお

り縦覧に供する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年八月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び米子市中町二〇 米子市尚徳三ヶ堰土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岩美町	第三期山村振興農林漁業対策事業陸上地区農業用排水	昭和六十一年十二月十六日
"	第三期山村振興農林漁業対策事業洗井(新田屋用水路)地区農業用排水	昭和六十一年十一月十日
"	第三期山村振興農林漁業対策事業洗井(大井手用水路)地区農業用排水	昭和六十二年一月八日
"	第三期山村振興農林漁業対策事業洗井(農道能々場線)地区農道整備	昭和六十二年一月二十日
"	土地改良総合整備事業(一般)浦富南地区農業用排水、農道整備、暗きよ排水及びほ場整備を一体としたもの	昭和六十二年四月二十二日

鳥取県告示第六百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市伏野字砂濱二二五九の八から二二五九の一〇まで
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第六百七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡日吉津村大字日吉津一八六六の一・一八六六の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的

潮害の防備

- 三 解除の理由

公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字廣畑ケ下モ坂一七六六の五から一七六六の九まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字平石二九〇の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日本鉄道建設公団

二 事業の種類

智頭線鉄道建設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字中原字刈屋ノ上エ、字段、字天狗谷、字岩州、字古田道及び字州、大字西谷字岡、大字中原字岡田、字岡迎、字上山木、字山木中通、字山本下モ上エ及び字山本ノ下モ、大字尾見字小谷坂、字小谷下段、字淵ノ上、字古風家廻り、字古風、字塚ノ元、字小古風、字ハコウジ及び字羽香地、大字大内字牛房途、字横根谷上平、字横根下平、字大ノ田、字上大内、字日位上、字室屋、字金光寺、字タレザコ、字四歩一、字寺皆地、字酒屋土居、字岡ノ下夕、字アケサ、字小又、字香田、字栗田、字河井上江、字河谷及び字川井、大字毛谷字州ノ谷、字上ミ河原住来ノ内、字坂清水、字清水ケ谷、字下河原、字田尻及び字西山谷、

大字篠坂字乳尾口、字乳尾、字井手口、字荻反田、字古川筋、字宮ノ前上ミ、字宮ノ前下モ、字向水無シロ、字水ナシ、字長途及び字外田下モ、大字南方字堀谷、字岸、字大寺道東、字大寺、字岡山口、字スガタ、字荒木、字宮ノ下、字土門、字奈留、字靈水寺、字法華堂上、字法華堂、字船山前田、字白木谷、字白毛谷口、字船山、字白毛谷及び字小屋谷、大字山根字寺谷前、字フチ屋、字竹ケハナ、字中河原、字細田向、字天神免、字寺谷口井手上、字長ケ谷向、字西中間田、字大飛所、字下モ田井手西及び字下モ田並びに大字智頭字天神免以後、字山崎向河原、字大地戸河原ノ二、字大地戸河原ノ一、字清右衛門田及び字枕田

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十二年八月二十日から昭和六十五年八月十九日まで

鳥取県告示第六百七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年二月九日鳥取県指令受都計三一―二第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字砂浜四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木五〇二―三

山陰住研株式会社

代表取締役 杉 山 明 尚

鳥取県告示第六百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年六月十日鳥取県指令受米土維第百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新開九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原一―一

株式会社 高 力

代表取締役 高 力 重 儀

鳥取県告示第六百七十九号

逢坂港に係る港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域の指定についての公聴会を開くので、同法第三十七条の二第二項の規定により、その期日及び場所並びに港湾隣接地域に

指定しようとする地域を次のとおり告示する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 期日 昭和六十二年八月二十一日十三時三十分から
- 二 場所 中山町中央公民館 第二研修室
- 三 港湾隣接地域に指定しようとする地域

東 地 区

次の基点一から基点七までを順次に直線で結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点一 基点二から三四五度四〇分三六・〇メートルの点（塩津字灘河

原一七一）

” 二 西伯郡中山町塩津字灘河原一七一の標柱

” 三 基点二から二八六度二〇分九九メートルの点（塩津字灘河原）

” 四 ” 三から二七〇度〇〇分八六メートルの点（” 字西浪入五

二六）

” 五 ” 四から二五七度〇〇分九九メートルの点（” 五三一）

” 六 ” 五から二四四度〇〇分三六メートルの点（” 五四四）

” 七 ” 六から三二八度三〇分三九メートルの点（” 五三〇）

西 地 区

次の基点一から基点六までを順次に直線で結んだ線と水際線に囲まれた地域

た地域

基点一 基点二から三二八度二〇分三四メートルの点（岡字濱八三）

” 二 西伯郡中山町岡字濱七八の標柱

” 三 基点二から二五五度〇〇分一四〇メートルの点（岡字濱八七）

” 四 ” 三から二七四度三〇分一五五メートルの点（岡字亀岩三一

三）

” 五 ” 四から二四四度三〇分二〇三メートルの点（” 三一六）

” 六 ” 五から三四八度〇〇分三〇メートルの点（” 三一三）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年八月十八日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	サンダーバースⅢ	株式会社ニユーギン

ロイヤルエンゼル	ミラクルシューター	スタークラッシュヤー	ニューパニック二号	クラシックカー二号	サイボーグ二号	ヤマト	インディアン	スーパーコメディイ	大相撲 I	バトルシップ I	ラッキーボード II	カイザーセッター○	コスモライナー	キングライダー II
平和工業株式会社			株式会社三洋物産			株式会社ソフィア			株式会社三共			奥村遊機株式会社		

アニマルニ	スリープ	スリープパートニ	バイモス	パッセージ	パットン	コマンチ	ファニーズ	プレインー	デザートラインニ一
京楽産業株式会社			マルホン工業株式会社			株式会社まさむら遊機			興進産業株式会社

回胴式遊技機